

※ 下線の箇所は第1次案からの変更箇所です。

## 政策分野14 障害者福祉

～障害のある人もない人も、すべての人が違いを認めあい、  
支えあうまちづくりを推進する～

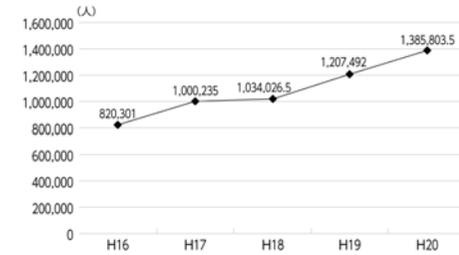
### 基本方針

障害のある人が、自立した生活を営み、また社会のさまざまな分野の活動に参加できるよう施策の着実な展開を図る。これらの取組を通じて、障害のある人もない人も、すべての市民が個人として厚く尊重され、地域社会のなかで、いきいきと活動しながら、相互に認めあい、支えあい、安心してらせるまちづくりを推進していく。

### 現状・課題

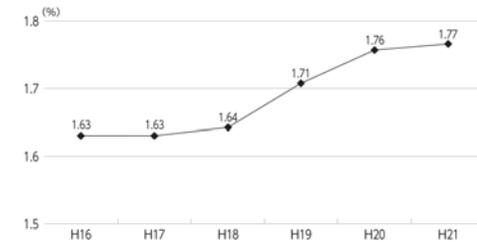
- 障害者権利条約では、障害のある人が障害を理由とする差別を受けることなく、地域社会の一員として共に生活することを権利として認めており、障害のある人もない人もお互いに認めあい、共に地域でくらす社会をつくっていかねばならない。そのためには、幼児期から障害や障害のある人に対する理解を育て、拡げていく取組が重要である。
- 障害のある人が地域で自立して生活していくことを支援するため、ひとりひとりのニーズに応じたきめ細かなサービス提供が可能となる基盤整備やサービス利用等に当たった相談支援の充実が求められている。
- 障害のある人が適切な支援を受けながら働くことが当たり前の地域社会をつくることが求められている。しかし、低迷する経済情勢を反映して、障害のある人の雇用環境は厳しい。経済情勢に左右されずに、社会の一員として働くことができるしくみをつくる必要がある。
- 障害のある人の外出や社会参加を進めるため、使えるサービスや施設は全体として拡大させていく。

◆サービス利用は大きく拡大し、居宅介護等の延利用時間数は増加傾向



資料：京都市

◆法定雇用率(1.8%)は未達成であるが、実雇用率は年々増加



資料：京都府労働局

### 障害者権利条約

障害のある人の固有の尊厳、個人の自律及び自立、差別されないこと、社会への参加等を一般原則として規定し、障害のある人に保障されるべき個々の人権及び基本的自由について定め、この人権及び基本的自由を確保し促進するための措置を締約国がとること等を定めている。

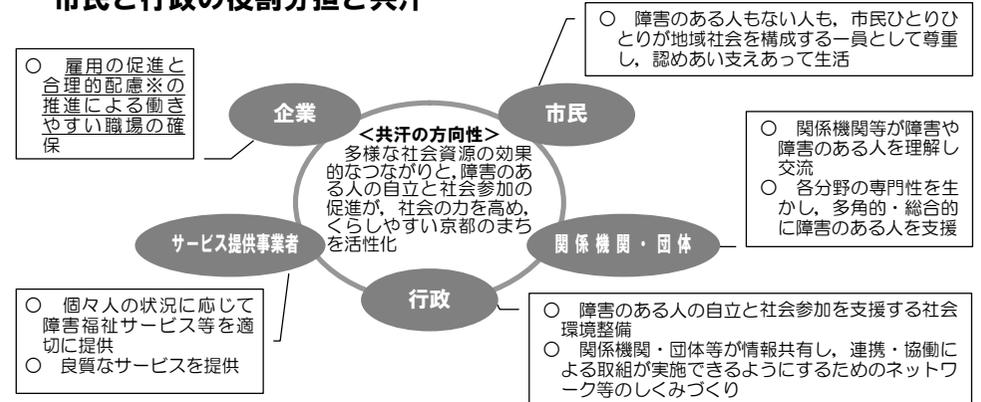
## みんなできずす10年後の姿

- 1 お互いに認めあい支えあって共に地域でくらすまちづくりが進んでいる  
市民や障害者団体等と協働し、障害や障害のある人に対する正しい理解と認識を深めるさまざまな取組を推進するとともに、障害のある人の社会参加をより一層進めることにより、障害のある人もない人も、すべての人が個人として尊重され、学校や職場、地域社会の中で共にくらし、活動できる、すべての人を包み込むインクルーシブなまちづくりが進んでいる。
- 2 障害のある人が自立した地域生活を送ることができている  
福祉的支援を必要とする障害のある人に必要な福祉サービスを十分に提供できる谷間のない制度と体制を整備するとともに、コミュニケーション保障の下で必要な情報を提供し、自己選択・自己決定が可能となるよう相談支援の環境を整えることにより、障害のある人が自立した地域生活を送ることができるようになっている。
- 3 働く意欲のある障害のある人が生きがいをもって働くことができている  
国や京都府、経済団体等との協働により、多様な働き方を可能にする支援やライフステージを通じて切れ目のない支援を行うとともに、障害特性やひとりひとりの働く力に応じた職域の開発や合理的配慮がされた職場環境を整備することにより、働く意欲のある障害のある市民が、就業から職場定着、さらにはスキルアップやキャリアアップを図ることができ、生きがいをもって働くことができるようになっている。
- 4 すべての人にとって生活しやすい社会環境の整備が進んでいる  
ユニバーサルデザインの考え方の普及・定着に取り組むとともに、京都市、事業者、市民、潜在者など、各主体の自主的な取組へのきっかけづくりを進めることにより、すべての人にとって生活しやすいまちづくりやものづくり、情報・サービスの提供が進んでいる。

### <参考>政策指標例

- ◆コミュニケーション支援を活用した利用者数 4,902人<sub>(H21)</sub> → 6,000人
- ◆障害福祉サービスの延べ利用者数(年間) 116,104人<sub>(H21)</sub> → 140,000人
- ◆10年間で新たに福祉施設から一般就労に移行する人数 — → 500人

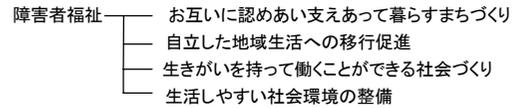
## 市民と行政の役割分担と共汗



※「合理的配慮」… 障害のある人が健常者と同じように権利や基本的自由を保障するために必要となる変更や調整のこと。大きな負担がかからない配慮のこと(例 視覚障害者用の点字版の作成、聴覚障害者用の点滅式の火災警報装置の設置 など)。

## 推進施策

### 施策の体系



## 1 お互いに認めあい支えあって暮らすまちづくり

### (1) 個人の尊厳を重んじる市民意識の向上と権利擁護の推進

障害のある人が障害を理由とする差別を受けることなく、障害のある人もない人も、お互いに多様な個性、価値観や生活のスタイルを認め合い、支えあって生活する社会をつくる必要がある。このため、全ての市民が障害や障害のある人に対する正しい理解と認識を深め、お互いに個人の尊厳を重んじる市民意識の向上を図ることができるよう、学校教育をはじめ「障害者週間」等の様々な機会を利用した啓発及び広報活動を実施する一方、障害への理解や認識を深める学習機会の拡大など、幅広い教育活動も行う。

また、障害のある人も、一人の市民として正当な権利を主張できる社会でなければならない。判断能力が不十分な障害のある人にとっては、個人としての権利利益を守るための権利擁護システムを推進する。

### (2) 積極的に社会参加できる社会環境づくりの推進

障害のある人が生きがいをもち日常生活を送るために、行政をはじめ、地域における様々な団体などが相互に協働し、スポーツやレクリエーション、文化活動、地域活動などを通じて地域の人々と交流するなど、お互いの生活の質を高め、障害のある人もない人も地域の中で共生できる社会環境づくりを推進する。

### (3) 情報・コミュニケーション支援と相談支援の強化

障害のある人が的確かつ正確に情報を把握できる分かりやすい情報発信を行う。視覚障害・聴覚障害をはじめ、それぞれの障害特性に応じて、的確に情報を得ることができるよう、コミュニケーション支援を強化する。

障害のある人が住み慣れた地域で適切な福祉サービスの利用により、自立した生活を送るために、生活全般にわたる相談や福祉・保健・医療サービスの利用援助、情報提供を行うことができる、総合的で専門性が確保された相談体制の充実を図る。

## 2 自立した地域生活への移行促進

### (1) 安心して地域で暮らすための保健・医療の充実

障害のある人が地域社会の中で安心して暮らせるよう、障害の原因疾病の発生予防、早期発見・早期治療から、それぞれの障害特性や希望に応じた適切な保健・医療サービス、そして社会生活を維持するためのリハビリテーション、さらには障害のある人の高齢化への対応まで、一人ひとりのライフステージに対応した保健医療施策の充実を図る。

とりわけ、保健・医療サービスについては、ストレスの多い現代社会におけるこころの健康の保持・増進をはじめ、機能回復訓練・生活訓練、医療費等の公費負担制度による支援など、必要に応じて、

身近な地域で専門的なサービスを受けることができる体制の整備を図る。

### (2) 地域生活への支援の拡充

福祉施設や精神科病院から地域生活への移行を促進し、障害のある人が自らの選択で地域の一員として安心して生活を営むことができるよう、身近な地域の中で、必要な障害福祉サービスの提供と相談支援体制の充実を図る必要がある。このため、ヘルパー派遣などの在宅生活を支援するサービスの拡充を図るとともに、グループホーム・ケアホームなどの居住の場や地域で活動できる場の確保に取り組む。

## 3 生きがいをもち働くことができる社会づくり

### (1) 「働く力」の向上と継続的な就労支援の推進

働くことは社会に参加し、自立した生活を営むうえで重要な要素である。障害のある人の就労を推進するためには、一人ひとりが適切な支援の下に自己の職業能力を開発することに加え、必要ときに必要な社会資源等を活用する力の獲得も含めた「働く力」の向上を支援するとともに、障害のある人が、その意欲と能力と適性に応じて、生きがいと希望を持って働くことができるよう、福祉的な支援による就労も含めたすべての「働き方」を支えることが必要である。このため、企業、労働、福祉、教育等の各分野の関係機関及び団体等が連携して、障害のある方一人ひとりがライフステージに合わせて途切れのない支援が受けられる環境を整備する。

また、総合支援学校において、授業と企業での長期的・計画的な実習を組み合わせたデュアルシステムを推進するなど、企業や関係団体が連携することにより、総合支援学校高等部卒業生の企業等就職の着実な推進に向けた取組を全庁的に連携しながら支援していく。

### (2) 「共に働く」ことが当たり前雇用環境づくり

障害のある人が適切な支援を受けながら働くことが当たり前の地域社会を目指し、法令により企業に課せられた障害のある人の雇用割合の達成や均等な雇用機会の確保を促進していく必要がある。このため、企業をはじめとする社会全体において、障害のある人特有の就労の困難さや障害特性に対する合理的配慮に留意しつつ「共に働く」ことが普及・定着するよう理解の促進を図る。

## 4 生活しやすい社会環境の整備

すべての人が個人として尊重され、その能力を最大限に発揮して社会参加できる環境づくりを目指し、「ものづくり」「まちづくり」「情報づくり」「サービスづくり」の各分野でユニバーサルデザインの推進を図る。

多くの方が利用する建築物、公共交通機関、道路、公園等を整備する際には、すべての人にとってできる限り安心かつ安全で利用しやすいものとなるよう、また、情報提供手段の複数化、利用者の状況に応じたサービスの提供等が促進されるよう、市、市民、事業者等の主体的な取組を充実、継続させていく。

## 関連する分野別計画

支えあうまち・京（みやこ）のほほえみプラン（平成20年度～24年度）  
第2期京都市障害福祉計画（平成21年度～23年度）  
みやこユニバーサルデザイン推進指針（平成18年度～）